

山形県地域公共交通計画の変更に係る協議について

1 概要

- ・ 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金の補助対象となるためには、申請する事業内容を本協議会で協議し山形県地域公共交通計画（以下「県計画」という。）に反映させ、国土交通大臣から認定を受ける必要がある。
- ・ 令和9年度補助の認定に向けた県計画本体及び県計画の別紙として位置付けている「地域公共交通確保維持事業」の内容の更新について協議するもの。（山形県地域公共交通活性化協議会要綱第3条及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条）

2 県計画本体の更新

- ・ なし

3 令和9年度補助に向けた更新

①県計画別紙「地域公共交通確保維持事業」の更新

- ・ 令和9年度補助に向けた認定申請の概要 [資料4-2](#)
- ・ 地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業 [資料4-3～4-4](#)
- ・ 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業 [資料4-5～4-7](#)